

看護課

令和6年度専任教員養成講習会、教務主任養成講習会及び
保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野を含む) 開催予定一覧

(令和6年2月15日時点)

【1】専任教員養成講習会

①都道府県

	都道府県名	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
1	北海道	令和6年4月17日 ~ 令和6年11月22日	40	○	○
2	茨城県	令和6年4月4日 ~ 令和7年3月21日	20	×	○
3	群馬県	令和6年4月初旬日 ~ 令和7年3月末日	20	×	×
4	東京都	令和6年5月8日 ~ 令和7年3月5日	45	○	×
5	神奈川県	令和6年4月3日 ~ 令和7年3月14日	40	○	○
6	愛知県	令和6年5月8日 ~ 令和7年3月7日	45	×	×
7	大阪府	令和6年5月1日 ~ 令和6年11月29日	50	○	×
8	兵庫県	令和6年5月13日 ~ 令和6年11月15日	25	○	×
9	高知県	令和6年6月3日 ~ 令和7年2月21日	15	○	○
10	福岡県	令和6年4月25日 ~ 令和6年11月29日	40	○	○
11	鹿児島県	令和6年4月18日 ~ 令和6年12月11日	20	○	×
合計			360	8	5

②都道府県に準ずるもの

	実施主体	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
1	日本赤十字看護大学	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	30	○	○
2	人間総合科学大学	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	40	×	○
3	学校法人創志学園 環太平洋大学	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	150	×	○
合計			220	1	3

【2】教務主任養成講習会

①都道府県

	都道府県名	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
合計			0	0	0

②都道府県に準ずるもの

	実施主体	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
1	日本赤十字看護大学	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	30	×	○
合計			30	0	1

【3】保健師助産師看護師実習指導者講習会

①都道府県

	都道府県名	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
1	北海道	令和6年7月8日 ~ 令和6年12月13日	80	○	○
		令和6年7月8日 ~ 令和6年2月7日	80	○	○
2	青森県	令和6年6月 ~ 令和6年10月	35	○	×
3	岩手県	令和6年6月 ~ 令和6年9月13日	60	○	○
4	宮城県	令和6年8月26日 ~ 令和6年10月17日	45	○	○
5	秋田県	令和6年6月 ~ 令和6年8月	30	×	○
6	山形県	令和6年4月下旬 ~ 令和6年6月	40	○	○
7	福島県	令和6年5月30日 ~ 令和6年8月8日	30	○	○
		令和6年10月1日 ~ 令和6年12月6日	30	○	○
		令和6年12月1日 ~ 令和7年2月28日	30	○	○
8	茨城県	令和6年6月1日 ~ 令和6年9月26日	70	○	×
9	栃木県	令和6年6月17日 ~ 令和6年9月30日	45	×	○
10	群馬県	令和6年7月29日 ~ 令和6年9月末	調整中	×	×
11	埼玉県	令和6年6月3日 ~ 令和6年8月6日	100	×	×
12	千葉県	令和6年7月 ~ 未定	50~100	○	○
13	東京都	令和6年5月21日 ~ 令和6年7月24日	75	×	○
		令和6年8月15日 ~ 令和6年10月9日	75	×	○
		令和6年10月21日 ~ 令和6年12月17日	75	×	○
14	神奈川県	令和6年6月24日 ~ 令和6年9月5日	70	×	○
		令和6年8月19日 ~ 令和6年12月23日	50	○	○
		令和6年6月10日 ~ 令和6年11月21日	40	○	○
		令和6年8月1日 ~ 令和6年11月25日	40	○	○
		令和6年9月 ~ 令和6年12月	50	○	○
		令和6年5月24日 ~ 令和7年1月24日	45	×	○
15	新潟県	令和6年9月 ~ 令和6年12月	30	○	○
16	富山県	令和6年10月25日 ~ 令和6年12月13日	40	×	×
17	石川県	令和6年6月 ~ 未定	50	○	×
18	福井県	令和6年6月25日 ~ 令和6年8月30日	40	×	○
19	山梨県	令和6年6月 ~ 令和7年2月	35	○	○
20	長野県	令和6年7月22日 ~ 令和6年9月20日	50	○	○
21	岐阜県	令和6年6月5日 ~ 令和6年9月5日	60	○	○
22	静岡県	現時点では未定	80	○	○
23	愛知県	令和6年5月9日 ~ 令和6年7月9日	60	×	×
		令和6年9月2日 ~ 令和6年11月6日	60	×	×
24	三重県	令和6年6月3日 ~ 令和6年10月1日	60	○	○
25	滋賀県	令和6年8月19日 ~ 令和6年10月21日	65	○	×
26	京都府	令和6年10月28日 ~ 令和6年12月6日	45	×	○
27	大阪府	令和6年5月 ~ 令和6年7月	80	○	×
		令和6年9月 ~ 令和6年10月	80	○	×
		令和7年1月 ~ 令和7年2月	80	○	×
28	奈良県	令和6年6月20日 ~ 令和6年9月1日	70	○	○
29	和歌山県	令和6年6月12日 ~ 令和6年8月2日	40	○	×
30	鳥取県	令和6年6月 ~ 令和6年7月	35	×	○

	都道府県名	開催期間	定員(人)	eラーニングの活用	オンラインの活用
31	岡山県	令和6年7月 ~ 令和6年8月	50	○	×
32	広島県	令和6年9月 ~ 令和6年11月	20~40	×	×
33	山口県	令和6年7月25日 ~ 令和6年10月19日	30	×	○
34	徳島県	令和6年6月18日 ~ 令和6年9月26日	35	×	○
35	香川県	令和6年10月1日 ~ 令和6年11月21日	40	○	×
36	愛媛県	令和6年9月 ~ 令和6年11月	30	×	○
37	福岡県	令和6年8月 ~ 令和7年2月	80	○	○
38	佐賀県	現時点では未定	50	○	×
39	長崎県	令和6年6月 ~ 令和6年12月	35	○	×
40	熊本県	令和6年7月26日 ~ 令和6年11月28日	50	○	○
41	大分県	令和6年6月14日 ~ 令和6年11月22日	50	○	○
42	宮崎県	令和6年6月12日 ~ 令和6年8月9日	40	○	×
43	沖縄県	令和6年8月6日 ~ 令和6年9月27日	50	○	○
合計			2865~2935	37	37

②都道府県に準ずるもの

	実施主体	開催期間	定員(人)	eラーニングの活用	オンラインの活用
1	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国立看護大学校	令和6年9月11日 ~ 令和6年11月15日	50	×	○
2	独立行政法人 国立病院機構 北海道東北グループ	令和6年5月24日 ~ 令和6年8月2日	40	×	○
		令和6年10月9日 ~ 令和6年12月17日	40	×	○
3	独立行政法人 国立病院機構 関東信越グループ	令和6年6月 ~ 令和6年7月	40	×	○
		令和6年10月 ~ 令和6年11月	40	×	○
4	独立行政法人 国立病院機構 東海北陸グループ	令和6年6月 ~ 令和6年9月	40	×	○
		令和6年9月 ~ 令和6年12月	40	×	○
5	独立行政法人 国立病院機構 近畿グループ	令和6年6月18日 ~ 令和6年8月8日	40	×	○
		令和6年10月28日 ~ 令和6年12月18日	40	×	○
6	独立行政法人 国立病院機構 中国四国グループ	令和6年5月15日 ~ 令和6年8月2日	35	×	○
		令和6年10月2日 ~ 令和6年12月20日	35	×	○
7	独立行政法人 国立病院機構 九州グループ	令和6年7月 ~ 令和6年9月	約40	×	○
		令和6年9月 ~ 令和6年11月	約40	×	○
8	独立行政法人 地域医療機能推進機構本部	前期:令和6年11月 後期:令和7年1月 ~ 前期:令和6年12月 後期:令和7年1月	53	×	○
9	名古屋市 (なごやナースキャリアサポートセンター)	令和6年8月21日 ~ 令和6年10月9日	70	×	○
10	一般社団法人 日本精神科看護協会	令和6年8月 ~ 令和7年3月	60	○	×
11	上尾中央医科グループ協議会 キャリアサポートセンター	令和6年6月4日 ~ 令和6年11月12日	100	○	○
12	学校法人 埼玉医科大学	令和6年6月6日 ~ 令和6年11月16日	40	×	×
13	学校法人 日本医科大学	令和6年7月16日 ~ 令和6年10月25日	約40	×	○
14	IMSグループ	令和6年11月 ~ 令和7年2月	40	×	○
15	日本赤十字社幹部看護師研修センター	令和6年5月8日 ~ 令和6年8月21日	50	×	○
16	学校法人 洛和学園	令和6年7月10日 ~ 令和6年9月20日	40	×	×
17	学校法人湘南ふれあい学園 湘南医療大学	令和6年6月 ~ 令和6年11月	30	○	×
18	学校法人 昭和大学	令和6年8月19日 ~ 令和6年12月23日	20	○	○
19	獨協医科大学SDセンター	令和6年9月19日 ~ 令和6年12月6日	18	×	○
20	人間環境大学	令和6年8月19日 ~ 令和6年10月4日	60	×	×
21	一般社団法人TMG本部	令和6年6月18日 ~ 令和6年11月25日	30	○	○
		令和6年6月18日 ~ 令和6年11月28日	30	○	○
22	藤田医科大学	令和6年6月12日 ~ 令和6年9月13日	80	○	○
23	医療法人おもと会 大浜第一病院	令和6年2月7日 ~ 令和6年11月25日	10	○	×
合計			1,291	8	24

【4】保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)

①都道府県

	都道府県名	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
1	北海道	令和6年8月19日 ~ 令和6年8月29日	40	×	○
2	青森県	令和6年10月 ~ 令和6年11月	12	×	×
3	岩手県	令和6年8月26日 ~ 令和6年9月9日	15	×	×
4	宮城県	令和6年11月19日 ~ 令和6年12月5日	15	×	×
5	秋田県	令和6年6月 ~ 令和6年7月	10	×	○
6	山形県	令和6年5月 ~ 令和6年6月	20	×	○
7	茨城県	令和6年10月 ~ 令和6年12月	30	×	×
8	栃木県	令和6年11月16日 ~ 令和6年12月21日	25	×	○
9	群馬県	令和6年7月29日 ~ 令和6年9月末日	8	×	×
10	埼玉県	令和6年5月13日 ~ 令和6年5月24日	30	×	×
11	千葉県	令和6年7月 ~ 未定	40	○	○
12	東京都	令和7年2月18日 ~ 令和7年3月10日	40	×	○
13	神奈川県	令和6年10月2日 ~ 令和6年11月20日	50	×	○
14	富山県	令和6年10月25日 ~ 令和6年12月13日	8	×	×
15	石川県	令和6年8月 ~ 未定	20	×	×
16	山梨県	令和6年6月 ~ 令和7年2月	10	○	○
17	岐阜県	令和6年5月21日 ~ 令和6年7月17日	30	×	○
18	静岡県	現時点では未定	30	×	×
19	愛知県	令和6年7月18日 ~ 令和6年8月16日	30	×	×
		令和6年12月12日 ~ 令和7年1月15日	30	×	×
20	滋賀県	令和6年8月19日 ~ 令和6年9月12日	15	○	×
21	京都府	令和7年1月 ~ 令和7年3月	15	×	○
22	大阪府	令和6年10月 ~ 令和6年11月	40	×	×
23	奈良県	令和6年6月20日 ~ 令和6年9月1日	20	×	○
24	鳥取県	令和6年11月 ~ 令和6年11月	35	×	○
25	岡山県	令和6年11月 ~ 令和6年12月	30	×	○
26	広島県	令和6年7月未定 ~ 令和6年8月未定	20~40	×	×
27	徳島県	令和6年10月7日 ~ 令和6年10月23日	10	×	○
28	福岡県	令和6年8月 ~ 令和6年8月	40	×	○
29	佐賀県	現時点では未定	20	×	×
30	宮崎県	令和6年7月30日 ~ 令和6年8月22日	20	×	×
31	沖縄県	令和7年1月14日 ~ 令和7年1月24日	30	×	○
合計			788~808	3	16

②都道府県に準ずるもの

	実施主体	開催期間	定員(人)	eラーニング の活用	オンライン の活用
1	国際医療福祉大学	令和6年9月3日 ~ 令和6年11月28日	80	×	○
2	公益社団法人 全国助産師教育協議会	令和6年7月28日 ~ 令和6年9月28日	50	×	○
合計			130	0	2

助産師の活躍/活用の推進

助産師の専門性の積極的な活用によるタスク・シフト/シェアの推進

背景と目的

- 妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズ ● 医師不足・分娩施設の減少への対応 ● 働き方改革(医師の時間外労働の上限規制)

妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、産科病院・産科診療所において助産師を積極的に活用し、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担軽減する。「助産師の専門性の積極的な活用」により、タスク・シフト/シェアを推進する。

役割分担

平成19年12月28日付け医政局長通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」

- 医師でなくても対応可能な業務を医師が行っていることが病院勤務医の厳しい勤務環境の一因。
このため、医師でなくても対応可能な業務例を下記のとおり整理。

▶助産師

- ① 正常分娩における助産師の活用 ② 妊産婦健診や相談における助産師の活用
- ③ 病院内で医師・助産師が連携する仕組みの導入 (院内助産所・助産師外来)

医療チーム

平成22年3月23日「チーム医療の推進に関する検討会」報告書

▶助産師

- 周産期医療の場面において、過重労働等による産科医不足が指摘される一方で、助産師は、正常分娩であれば自ら責任を持って助産を行うことができることから、産科医との連携・協力・役割分担を進めつつ、その専門性をさらに活用することが期待される。

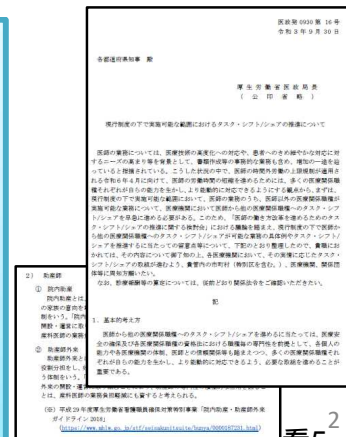
タスク・シフト/シェア

令和3年9月30日付け医政局長通知

「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」

- 医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月に向けて、医師の労働時間の短縮を進めるため、検討会での議論等を踏まえ、まずは、現行制度の下で実施可能な範囲において、医療機関において医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアを推進するよう、その留意点等について通知を发出。
- 医療機関全体でタスク・シフト/シェアの取組の機運が向上するよう、管理者及び医療従事者全体の意識改革・啓発に取り組むことが求められるとともに、医療安全を確保しつつ、タスク・シフト/シェアを受ける側の医療関係職種の知識・技能が担保されるよう、教育・研修の実施や人材確保等に取り組む必要。
- 特に、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、院内助産や助産師外来の開設・運営などによる「助産師の専門性の積極的な活用」を図ることが必要。

▶助産師 ①院内助産所 ②助産師外来



助産師の活躍の推進～院内助産・助産師外来の推進～

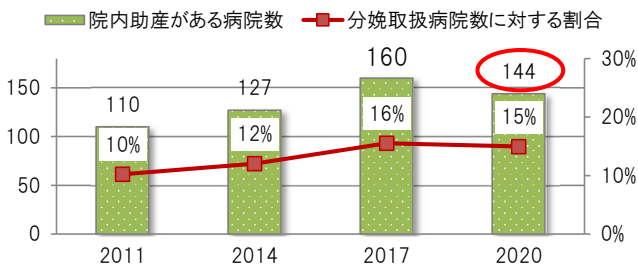
背景と目的

- 妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズ
- 医師不足・分娩施設の減少への対応

妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、産科病院・産科診療所において助産師を積極的に活用し、正常産を助産師が担うことで助産師の活躍を推進する。

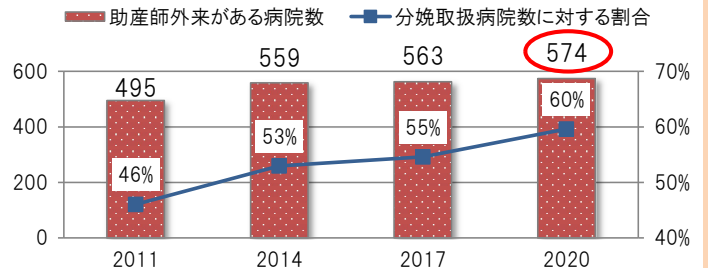
院内助産とは

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制をいう。



助産師外来とは

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うことをいう。ただし、産科医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来等のみを助産師が行う場合はこれに含まない。



【出典】医療施設調査

平成21年

『院内助産ガイドライン 医師と助産師の役割分担と協働』策定
(平成20年度厚生労働科学特別研究事業「助産師と産科医の協働の推進に関する研究」)

平成30年

『院内助産・助産師外来ガイドライン2018』(ガイドライン改定)
(平成29年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業：日本看護協会)

院内助産・助産師外来推進のための地域医療介護総合確保基金等の活用による支援

院内助産・助産師外来への財政支援

地域医療介護総合確保基金で実施可能

■ 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業

医療機関の管理者や医師・助産師に対して、先駆的に「院内助産所」や「助産師外来」に取り組んでいる医療機関の医師や助産師を講師として研修を行う。

令和3年度実績：4自治体 4件

■ 院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業

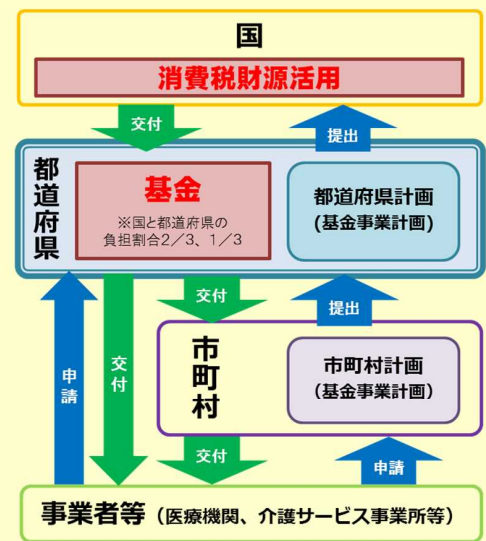
「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする産科を有する病院・診療所に対して、増改築又は改修及び体制整備に必要な備品の設置に要する経費の一部を補助する。

令和3年度実績：<施設> 1自治体 5施設
<設備> 3自治体 19施設

注)地域医療介護総合確保基金は、都道府県の実情に応じて基準単価や対象経費等の追加・拡充が可能である。

地域医療介護総合確保基金とは

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

助産師活用推進事業

令和6年度予算案（令和5年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

助産師出向

の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）

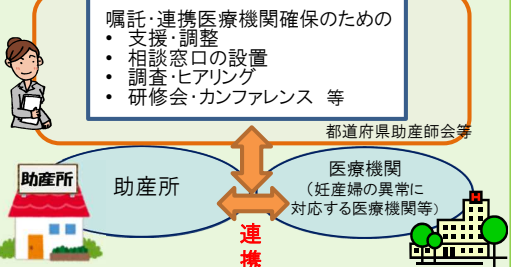


【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
- 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の連携状況のヒアリング
- 連携についての情報交換会
- 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
- オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

院内助産・助産師外来の実践及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要

産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実践及び効果についての調査 など

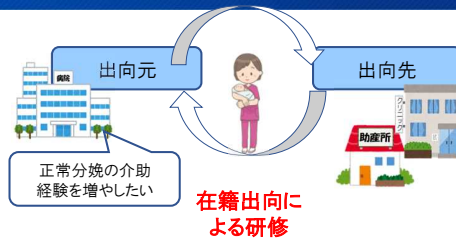
（厚生労働省医政局看護課）⁵

令和4年度 助産師活用推進事業の実施状況

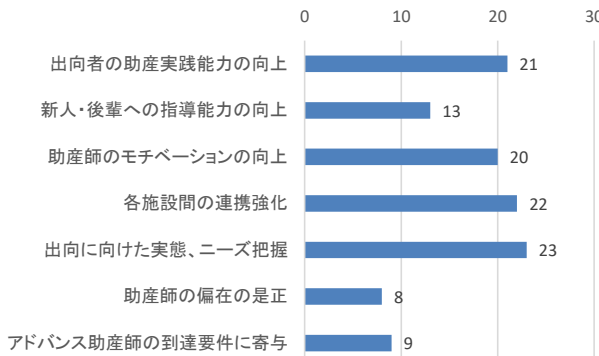
<背景> 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難
<目的> 出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

■ 実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施都道府県数	25	27	25
都道府県協議会設置数	23	25	24
出向助産師数（調整中も含む）	42	66	70
出向元施設数	30施設 (病院28、診療所1、助産所1)	48施設 (病院43、診療所4、助産所1)	56施設 (病院49、診療所3、助産所3、その他1)
出向先施設数	31施設 (病院17、診療所13、助産所1)	43施設 (病院25、診療所15、助産所3)	52施設 (病院30、診療所18、助産所4)



■ 本事業により得られた効果（令和4年度）（複数回答）



助産師活用推進事業の補助金を活用せずに実施している都道府県の実績を含む

都道府県協議会の設置

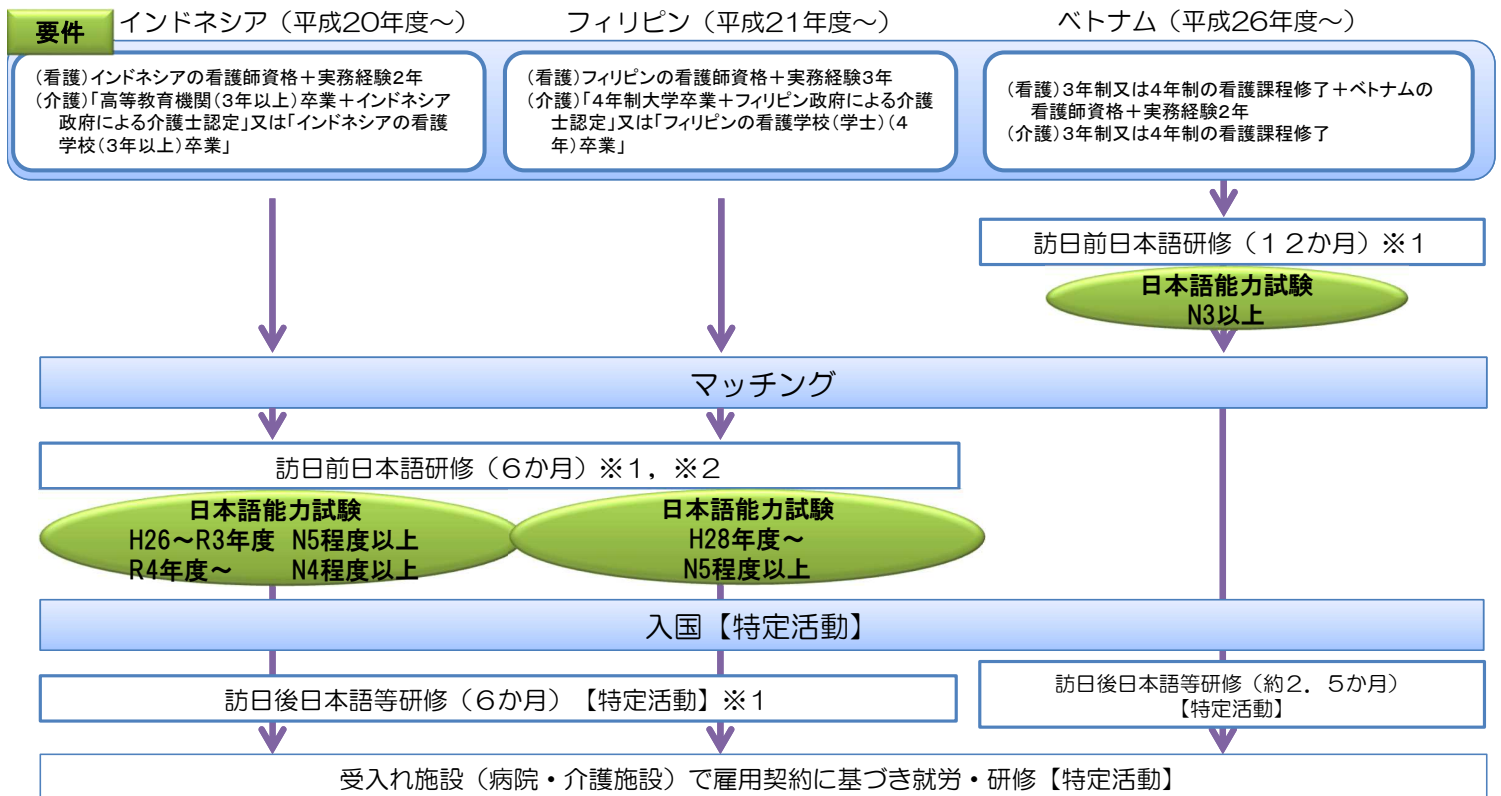
※既存の看護職員確保等の協議会でも可

（都道府県看護協会、都道府県助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県看護行政担当者、学識経験者 等）

- ▶ 助産師出向の検討（助産師就業の偏在の実態把握）、計画立案（対象施設の選定・調整）、運営（対象施設及び出向助産師の支援）、評価・分析を行う。
- ▶ 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。 1